

生活排水処理アクションプログラム
見直し(案)

平成24年 6月

三重県

見直しの趣旨

2009年(平成21年)度における河川及び海域の環境基準達成状況は、河川(BOD)94%(58水域/62水域)、海域(COD)50%(4水域/8水域)となっており、河川は平成17年度以降90%以上で推移し、改善傾向にあるものの、海域の達成率は40~60%の横ばい傾向で推移しており、なかなか改善が進まない状況にあります。

伊勢湾の環境基準(COD)達成率は、東京湾や大阪湾に比べても低く、夏場を中心に赤潮や貧酸素水塊が発生するなど、引き続き水質改善が必要となっています。

三重県では、平成17年度に新たな「三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)」を策定し、平成27年度を目標年度として整備促進を図っており、平成7年度末に29.6%(全国42位)であった生活排水処理施設の整備率は、平成17年度末には67.9%(全国32位)、平成22年度末には78.0%(全国28位)に向上しました。しかし、全国平均値(86.9%)からは依然として低く、今後も整備促進が課題となっています。

今回の見直しは、生活排水処理アクションプログラムの中間年度である平成22年度の実績をもとに、社会情勢や経済情勢の変化を踏まえ、各市町の生活排水処理施設整備計画について効率的・効果的な整備手法となるよう、市町と県生活排水対策推進本部が協議を行い、その結果を目標年度における整備手法ごとの整備率としてとりまとめたものです。

また、併せて目標年度(平成27年度)における陸域からの汚濁負荷量と河川水質について予測を行いました。

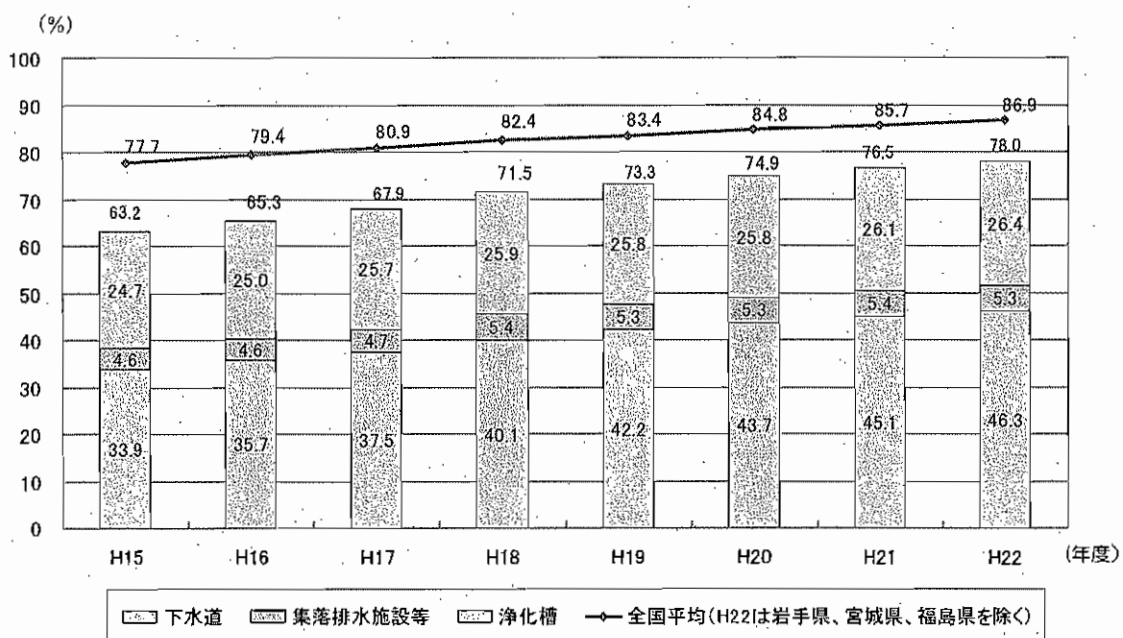


図-1 生活排水処理施設の整備率の推移

見直しの視点

平成 17 年度に策定した「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）（以下、「現計画」という。）」は、平成 27 年度末までの 10 年計画であり、概ね 5 年を目途に計画の検証を行い、必要に応じて見直すこととしていました。

このため、今回の作業は、平成 22 年度末における進捗状況の整理と、現計画において、諸条件の変更を反映させたチェックを主眼としていますが、近年の社会情勢、経済情勢の変化及び地域の実情を踏まえ、見直しの必要性が高い場合には、以下のとおり、効率的・効果的な整備手法の選択等による計画の見直しを行いました。

- ・ 今後の人口見通しや地域の状況を踏まえ、施設の建設コストや供用開始後における運営コスト、維持管理コスト等の経済性を確認したうえで、最適な整備手法を選択する。
- ・ 下水道等の集合処理が経済的と判断された区域においても、財政状況を踏まえた整備見通しや、浄化槽の整備状況を総合的に勘案し、整備手法を決定する。
- ・ 浄化槽による整備区域では、市町が設置主体となって計画的に浄化槽を整備し、維持管理を行う市町村設置型浄化槽による整備を進める。

目標年度

生活排水処理アクションプログラムの目標年度は、平成 27 年度としています。なお、整備完了時における整備手法ごとの構成割合についても併せて示します。

【参考】

生活排水処理の整備手法

生活排水処理施設の整備手法は、複数の家屋の生活排水をまとめて処理する集合処理方式（下水道、集落排水施設など）と、各戸の生活排水を個別に処理する個別処理方式（浄化槽）に分類されます。また、整備や運営の方法については、市町などの地方公共団体等が行うもの、団地開発業者や団地管理団体など民間団体等が行うもの、あるいは個人が行うものに区分されます。

生活排水処理施設の種類を表-1に示します。

表-1 生活排水処理施設の種類

集合処理	公共下水道 (広義)	公共下水道 (狭義)	主として市街地で建設・管理する下水道。	国土交通省所管	
		特定環境保全 公共下水道	自然景勝地などの観光地や農山漁村等で整備・管理する下水道。		
	流域下水道		二つ以上の市町の汚水を集めて広域的に処理する下水道。 終末処理場と幹線管渠についてのみ県が整備・管理する。		
	農業集落排水施設		農業振興地域内で計画規模が概ね20戸以上かつ1,000人以下。 (1,000人以上の場合は、関係者協議が必要。)	農林水産省所管	
	漁業集落排水施設		漁港の背後集落で計画規模が100人以上5,000人以下。		
	林業集落排水施設		林業振興地域または森林整備推進市町村で計画規模が20戸以上かつ1,000人以下。		
		簡易排水施設		振興山村地域等において計画規模(受益戸数)が3戸以上20戸未満。 (10戸以上20戸未満を優先的に採択)	
		小規模集合排水処理施設		計画規模が2戸以上20戸未満。	総務省所管
	コミュニティ・プラント		計画規模が101人以上30,000人以下。	環境省所管	
個別処理	個別排水処理施設		集合処理区域の周辺地域または市町村設置型浄化槽の地域内において計画規模が単年度当り20戸未満。	総務省所管	
	市町村設置型浄化槽		計画規模が単年度当り20戸以上。市町が設置・管理する浄化槽。	環境省所管	
	個人設置型浄化槽		個人が設置・管理する浄化槽。		

※流域下水道の終末処理場、幹線管渠と、個人設置型浄化槽以外は、すべて市町によって整備・管理されます。

生活排水処理アクションプログラムとは

私たちは、生活をしていくうえで台所、風呂、洗濯、トイレなど、さまざまな場所で水を使用しています。使用された水のほとんどは、汚れた水として流れ出ていきます。このような水を「生活排水」といい、台所や風呂、洗濯等による排水を「生活雑排水」と呼びます。

これらの生活排水対策として、処理施設の整備計画を定めた生活排水処理アクションプログラムは、三重県内の生活排水処理施設の整備に関するマスタープランであり、下水道、集落排水施設、浄化槽などの整備は、このプログラムに沿って実施されることが求められるものです。

生活排水処理施設の整備状況

県全体の整備率は、平成 22 年度末の実績値は 78.0%であり、現計画の平成 22 年度末目標値 76.5%を 1.5 ポイント上回りました。施設毎の内訳は、表-2 に示すとおり下水道 46.3%(△1.7 ポイント)、集落排水施設等 5.3%(△0.8 ポイント)、浄化槽 26.4% (+4.0 ポイント) となりました。

表-2 市町別生活排水処理施設の整備率 (平成 22 年度末)

単位(整備率以外): 人

県民センター名	市町名	住民基本台帳人口 (H23.3.31)	下水道				集落処理施設				個別処理施設			生活排水処理施設整備人口 合計	生活排水処理施設の整備率 (%)
			流域関連 (公共+特環)	単独公共 下水道	単独特環 下水道	下水道 小計	農業集落排水施設等	漁業集落排水施設	コミュニティ・プラント	集落処理施設 合計	市町村設置型 浄化槽	個人設置型 浄化槽等	個別処理施設 合計		
桑名	桑名市	139,086	86,462	15,133		101,595	2,469			104,064		26,217	26,217	130,281	93.7
	いなべ市	45,262	38,943			38,943	5,448			44,391		608	608	44,999	99.4
	木曾岬町	6,580		3,627	685	4,312	2,268			6,580			0	6,580	100.0
	東員町	25,298	24,934			24,934				24,934		114	114	25,048	99.0
		216,226	150,339	18,760	685	169,784	10,185	0	0	179,969	0	26,939	26,939	206,908	95.7
四日市	四日市市	305,944	105,428	115,052	1,086	221,566	6,113		3,200	230,879		51,352	51,352	282,231	92.2
	菰野町	40,206	22,250			22,250	3,388			25,638		7,621	7,621	33,259	82.7
	朝日町	9,622	9,538			9,538				9,538		10	10	9,548	99.2
	川越町	13,763	13,663			13,663				13,663		78	78	13,741	99.8
		369,535	150,879	115,052	1,086	267,017	9,501	0	3,200	279,718	0	59,061	59,061	338,779	91.7
鈴鹿	鈴鹿市	194,209	88,822			88,822	17,315			106,137		63,107	63,107	169,244	87.1
	亀山市	47,797	20,748			20,748	7,310			28,058		10,175	10,175	38,233	80.0
		242,006	109,570	0	0	109,570	24,625	0	0	134,195	0	73,282	73,282	207,477	85.7
桑名・四日市・鈴鹿計	827,767	410,788	133,812	1,771	546,371	44,311	0	3,200	593,882	0	159,282	159,282	753,164	91.0	
津	津市	280,887	95,607	22,361	2,703	120,671	11,859			132,530	136	89,257	89,393	221,923	79.0
		280,887	95,607	22,361	2,703	120,671	11,859	0	0	132,530	136	89,257	89,393	221,923	79.0
松阪	松阪市	166,676	74,752			74,752	1,163		94	76,009	6,242	43,123	49,365	125,374	75.2
	多気町	15,499	6,999			6,999	2,930			9,929	1,323	2,547	3,870	13,799	89.0
	明和町	23,239		3,275		3,275	1,068			4,343		9,028	9,028	13,371	57.5
	大台町	10,546			2,109	2,109				2,109	990	3,005	3,995	6,104	57.9
		215,960	81,751	3,275	2,109	87,135	5,161	0	94	92,390	8,555	57,703	66,258	158,648	73.5
伊勢	伊勢市	132,463	35,062	9,955	5,441	50,458	2,243			52,701		25,124	25,124	77,825	58.8
	鳥羽市	21,898			1,791	1,791			1,791		6,073	6,073	7,864	35.9	
	志摩市	57,020			6,731	6,731	1,322	1,817	9,870	195	17,252	17,447	27,317	47.9	
	玉城町	15,402		4,924		4,924	1,397			6,321		5,378	5,378	11,699	76.0
	度会町	8,944				0				0		4,002	4,002	4,002	44.7
	大紀町	10,178				0				0		3,343	3,343	3,343	32.8
	南伊勢町	15,778			2,382	2,382	945	4,383	7,710	641	992	1,633	9,343	59.2	
	261,683	35,062	14,879	16,345	66,286	5,907	6,200	0	78,393	836	62,164	63,000	141,393	54.0	
伊賀	名張市	81,926		13,627		13,627	7,473		43	21,143	489	54,582	55,071	76,214	93.0
	伊賀市	94,907		4,310	12,779	17,089	13,423		250	30,762	1,617	32,018	33,635	64,397	67.9
		176,832	0	17,937	12,779	30,716	20,896	0	293	51,905	2,106	86,600	88,706	140,611	79.5
尾鷲	尾鷲市	20,906				0				0		4,633	4,633	4,633	22.2
	紀北町	18,904				0				0	789	2,738	3,527	3,527	18.7
		39,810	0	0	0	0	0	0	0	0	789	7,371	8,160	8,160	20.5
熊野	熊野市	19,583				0				0	507	4,727	5,234	5,234	26.7
	御浜町	9,611			2,678	2,678			2,678			2,547	2,547	5,225	54.4
	紀宝町	12,160				0			0	607	3,750	4,357	4,357	35.8	
		41,354	0	0	2,678	2,678	0	0	0	2,678	1,114	11,024	12,138	14,816	35.8
合計	1,844,293	623,208	192,264	38,385	853,857	86,134	6,200	3,587	951,778	13,536	473,401	486,937	1,438,715	78.0	
割合(整備率)	(%)	33.8	10.4	2.1	46.3	4.8	0.3	0.2	51.6	0.7	25.7	26.4	78.0		

※ 生活排水処理の整備率とは、下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口(各家庭で宅内配管を行えば利用できる人口)を住民基本台帳人口で除して求めた率です。

※ 「農業集落排水施設等」とは、農業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設の合計を表します。

※ 浄化槽とは、従来から合併処理浄化槽と呼んでいたものです。

※ 「市町村設置型浄化槽」の整備人口は、浄化槽市町村整備推進事業で設置されたもののほか、市町が設置・管理を行う浄化槽の整備人口です。

※ 平成 22 年度末において浄化槽市町村整備推進事業を実施中の市町は、松阪市、伊賀市、多気町、大台町、南伊勢町、名張市、紀宝町です。

※ 「個人設置型浄化槽等」の整備人口は、個人や民間事業者によって設置された浄化槽の整備人口です。

見直しの手順

見直しは、生活排水処理アクションプログラム「市町作業マニュアル」に基づき、市町が生活排水処理施設整備計画の見直しを行い、県がとりまとめを行いました。

県は、平成 21 年度に「市町作業マニュアル」の作成を行い、平成 22 年度には、地域ごとにブロック説明会を開催し、市町に見直し作業の依頼を行いました。

また、必要に応じて県と市町が協議・調整を行い、市町が生活排水処理施設整備計画を見直したものを県が最終的にとりまとめました。

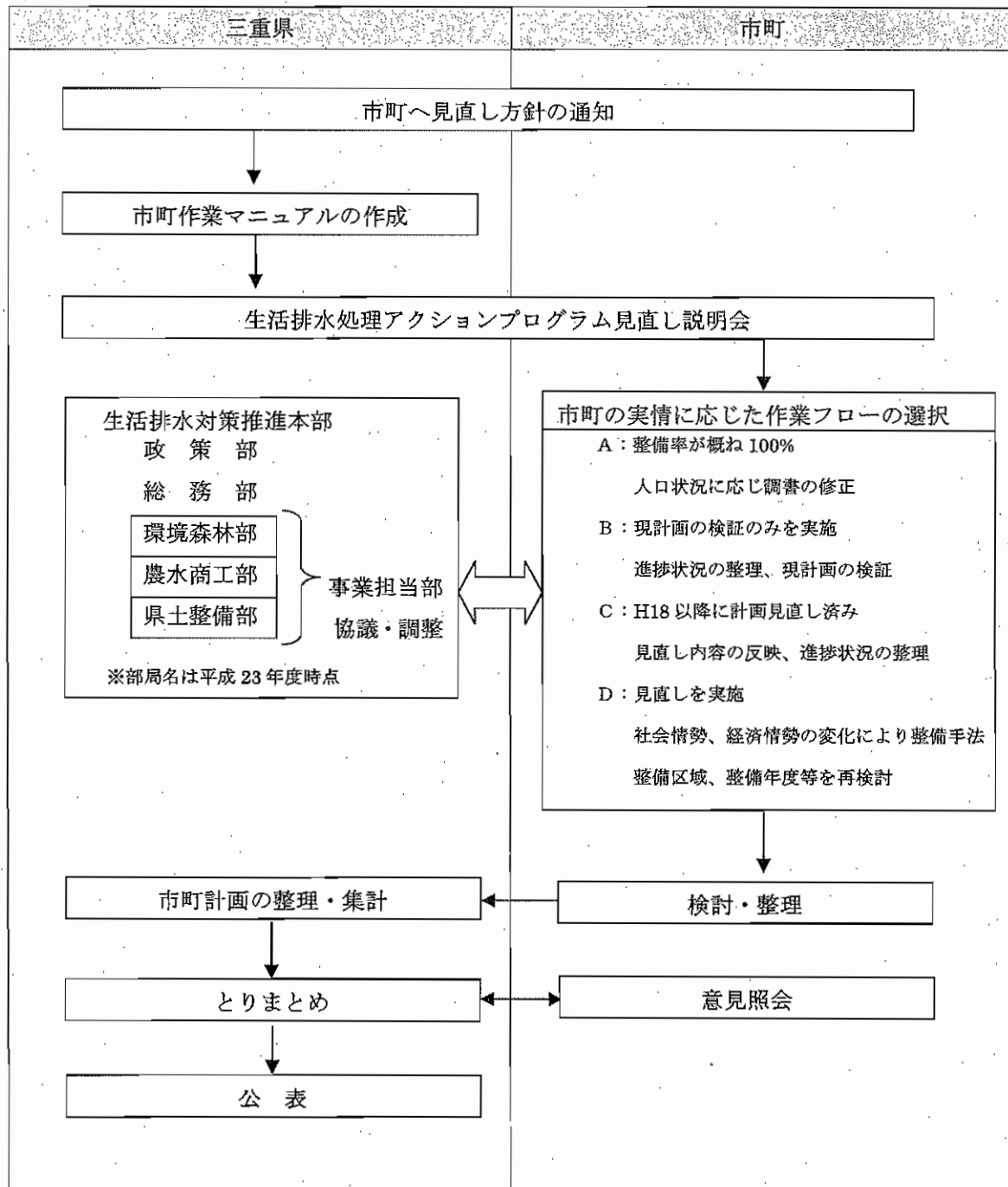


図-2 作業フロー

整備計画の集計結果

各市町における生活排水処理施設の整備計画をもとに、効率的・効果的な整備に向けた協議を行い、これらを集計した結果を表-3及び図-3に示します。

また、平成20年度末、平成22年度末における県内の整備実績を併せて示します。

平成27年度末の整備率の合計は82.0%であり、平成20年度末から平成27年度末までの7年間に約7ポイント向上しますが、現計画の整備目標である84.0%と比較して2.0ポイント低い数値となりました。

表-3 整備計画のとりまとめ結果

項目	平成20年度末 (実績)		平成22年度末 (実績)		平成27年度末		整備完了時 (整備率100%)		
	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	
下水道	810,566	43.7	853,857	46.3	939,767	50.7	1,489,570	80.3	
農業集落排水施設等※1	89,688	4.8	88,134	4.8	101,511	5.5	124,801	6.7	
漁業集落排水施設	5,766	0.3	6,200	0.3	7,778	0.4	15,910	0.9	
コミュニティ・プラント	3,686	0.2	3,587	0.2	3,587	0.2	3,950	0.2	
計	909,706	49.1	951,778	51.6	1,052,643	56.8	1,634,231	88.1	
個別 処理	市町村設置型浄化槽	13,132	0.7	13,536	0.7	23,634	1.3	86,934	4.7
	個人設置型浄化槽等※2	465,381	25.1	473,401	25.7	443,255	23.9	132,885	7.2
	計	478,513	25.8	486,937	26.4	466,889	25.2	219,819	11.9
合計	1,388,219	74.9	1,438,715	78.0	1,519,532	82.0	1,854,050	100.0	

※1:「農業集落排水施設等」とは、農業集落排水施設、簡易排水施設の合計を表します。

※2:「個人設置型浄化槽等」の整備人口は、個人や民間事業者によって設置された浄化槽の整備人口です。

注:四捨五入の関係で数値の和が合計欄の数値と合わない場合があります。

生活排水処理施設整備の指標

生活排水処理アクションプログラムの進行管理を行う際の指標は、以下に示す「生活排水処理施設の整備率」とします。

なお、本計画では、単に「整備率」と記述した場合、生活排水処理施設の整備率のことを指します。

$$\text{生活排水処理施設の整備率(\%)} = \frac{\text{生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

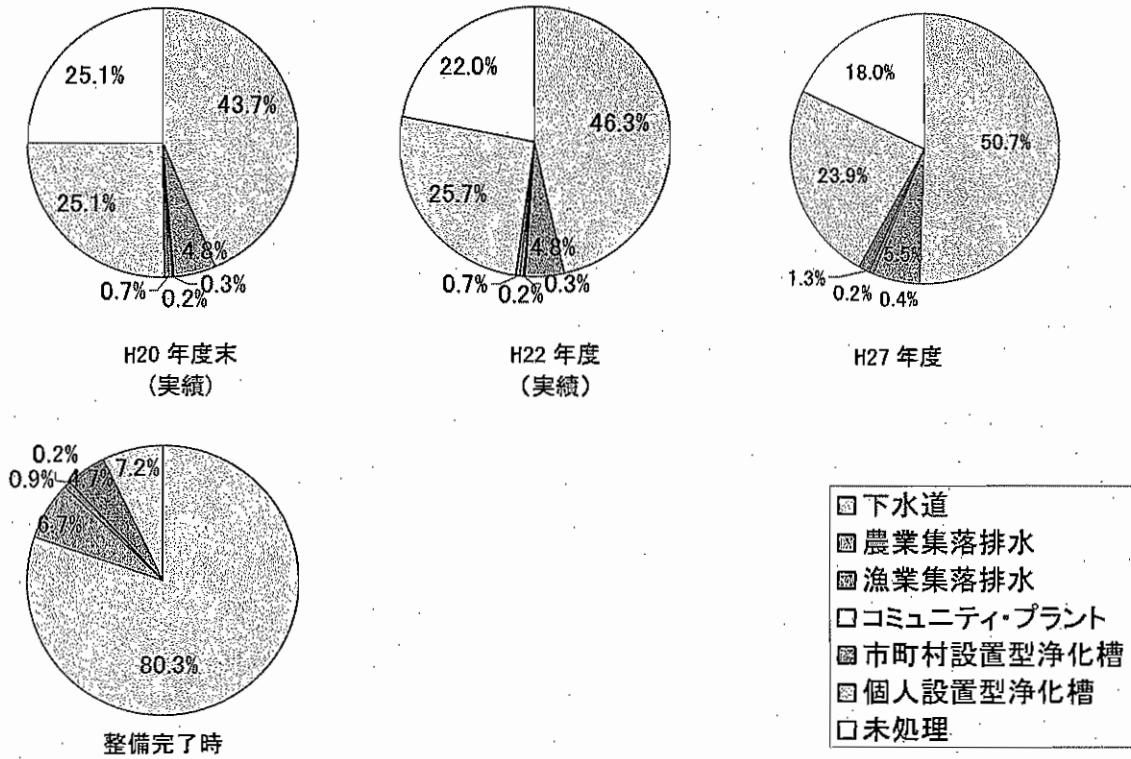


図-3 整備人口の割合

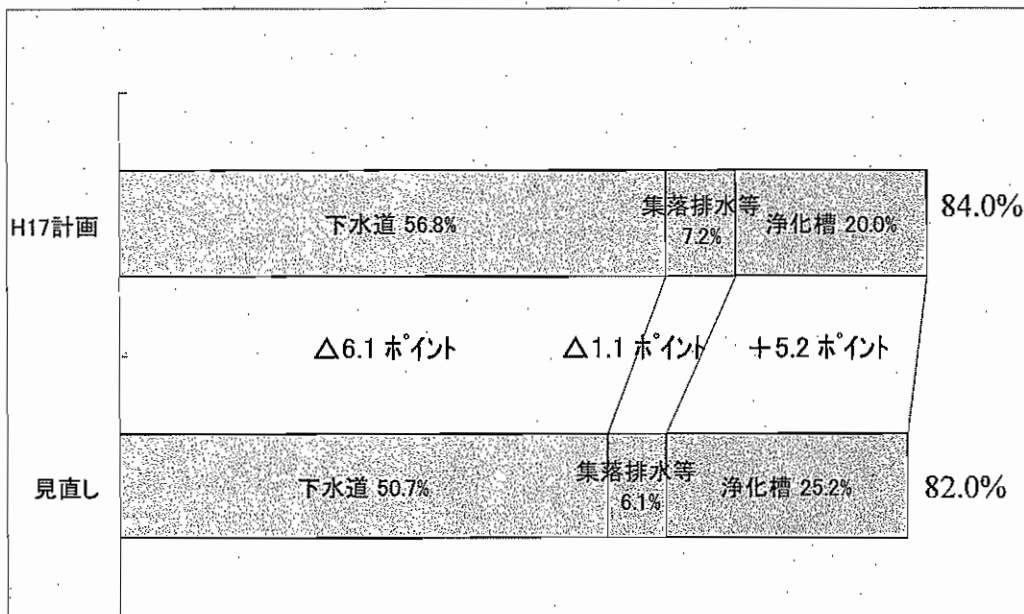


図-4 平成27年度末の整備率と処理施設毎の構成割合

	整備率		平成20年度末	平成27年度末
	現況	目標		
桑名市			90.6	96.1
いなべ市			99.1	99.4
木曾岬町			100.0	100.0
東員町			99.4	99.4
四日市市			90.7	95.5
菰野町			79.3	88.2
朝日町			100.0	100.0
川越町			99.9	100.0
鈴鹿市			86.4	90.7
亀山市			76.9	87.8
津市			76.7	80.6
松阪市			69.6	76.1
多気町			84.3	93.6
明和町			54.2	71.8
大台町			56.8	65.0
伊勢市			48.9	65.0
鳥羽市			33.7	43.1
志摩市			43.8	53.1
玉城町			72.1	100.0
度会町			39.8	58.0
大紀町			29.3	36.4
南伊勢町			51.8	75.3
名張市			92.1	96.5
伊賀市			65.5	74.1
尾鷲市			19.7	29.3
紀北町			15.5	23.6
熊野市			26.0	47.4
御浜町			53.8	61.0
紀宝町			28.7	53.0
三重県計			74.9	82.0

H20 末 H27 末

図-5 市町別の整備率(%) (現況～目標)

表－４ 市町別とりまとめ結果（平成27年度末）

市町名	H21.3.31 住民基本台 帳人口 (人)	平成27年度末の整備人口							合計	整備率 (%)
		集合処理				浄化槽				
		下水道	農集	漁集	コミプラ	市町村型	個人型			
桑名市	138,467	104,728	2,527	-	-	-	25,772	133,027	96.1	
いなべ市	45,427	38,943	5,639	-	-	-	561	45,143	99.4	
木曾岬町	6,622	4,291	2,331	-	-	-	-	6,622	100.0	
東員町	25,369	25,045	-	-	-	-	171	25,216	99.4	
四日市市	305,038	239,636	7,420	-	3,292	-	41,110	291,458	95.5	
菰野町	39,942	25,340	3,388	-	-	-	6,483	35,211	88.2	
朝日町	8,992	8,897	-	-	-	-	95	8,992	100.0	
川越町	13,458	13,458	-	-	-	-	-	13,458	100.0	
鈴鹿市	194,512	102,123	18,259	-	-	-	56,058	176,440	90.7	
亀山市	47,711	24,281	9,257	-	-	-	8,374	41,912	87.8	
津市	282,569	123,915	12,672	-	-	-	91,099	227,686	80.6	
松阪市	167,285	80,690	1,163	-	-	6,914	38,528	127,295	76.1	
多気町	15,664	8,538	2,979	-	-	2,151	994	14,662	93.6	
明和町	23,227	3,286	4,429	-	-	-	8,956	16,671	71.8	
大台町	10,748	2,160	-	-	-	3,302	1,519	6,981	65.0	
伊勢市	133,544	62,951	-	-	-	-	23,795	86,746	65.0	
鳥羽市	22,695	1,818	-	-	-	-	7,969	9,787	43.1	
志摩市	58,642	6,810	1,377	1,960	-	-	20,990	31,137	53.1	
玉城町	15,286	13,770	1,416	-	-	-	100	15,286	100.0	
度会町	9,098	-	-	-	-	-	5,280	5,280	58.0	
大紀町	10,551	-	-	-	-	-	3,838	3,838	36.4	
南伊勢町	16,506	3,210	986	5,818	-	1,363	1,055	12,432	75.3	
名張市	82,571	25,240	8,236	-	44	340	45,783	79,643	96.5	
伊賀市	96,357	17,887	19,432	-	251	983	32,874	71,427	74.1	
尾鷲市	21,616	-	-	-	-	1,275	5,067	6,342	29.3	
紀北町	19,492	-	-	-	-	-	4,592	4,592	23.6	
熊野市	20,465	-	-	-	-	3,370	6,335	9,705	47.4	
御浜町	9,807	2,750	-	-	-	-	3,229	5,979	61.0	
紀宝町	12,389	-	-	-	-	3,936	2,628	6,564	53.0	
合計	1,854,050	939,767	101,511	7,778	3,587	23,634	443,255	1,519,532	82.0	

投資予定額の推計

見直した生活排水処理アクションプログラムに沿って生活排水処理施設の整備を推進した場合の投資予定額を、表―5及び図―6に示します。

また、平成20年度末、平成27年度末、整備完了時における整備区域図を図―7～9に示します。

表―5 投資予定額（累計）

項目	投資済 平成20年度末		投資予定			
	投資額 (億円)	進捗率 ^{※4} (%)	平成27年度末		整備完了時	
			投資額 (億円)	進捗率 ^{※4} (%)	投資額 (億円)	
集合処理	下水道 ^{※1}	11,229	53.2%	13,216	62.6%	21,100
	農業集落排水施設等 ^{※2}	1,329	73.8%	1,505	83.6%	1,800
	漁業集落排水施設	91	53.8%	106	62.2%	170
	コミュニティ・プラント	59	98.3%	59	98.3%	60
	計	12,708	54.8%	14,885	64.2%	23,200
個別処理	市町村設置型浄化槽	31	6.7%	116	25.3%	460
	個人設置型浄化槽等 ^{※3}	699	62.5%	849	75.8%	1,120
	計	730	45.6%	965	60.3%	1,600
合計	13,438	54.2%	15,851	63.9%	24,800	

※1：「下水道」とは、市町公共下水道と県流域下水道の合計を表します。

※2：「農業集落排水施設等」とは、農業集落排水施設、簡易排水施設の合計を表します。

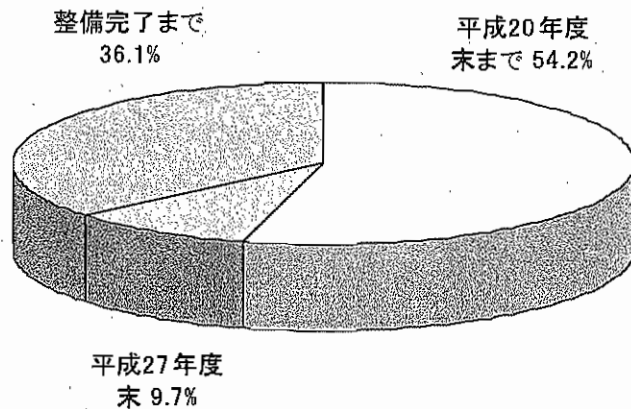
※3：「個人設置型浄化槽等」の整備人口は、個人や民間事業者によって設置された浄化槽の整備人口です。

※4：「進捗率」は、「各時点における投資額の集計÷整備完成時までの投資予定額×100」です。

注：四捨五入の関係で数値の和が合計欄の数値と合わない場合があります。

注：投資額は推計値であり、受益者負担金を含みます。

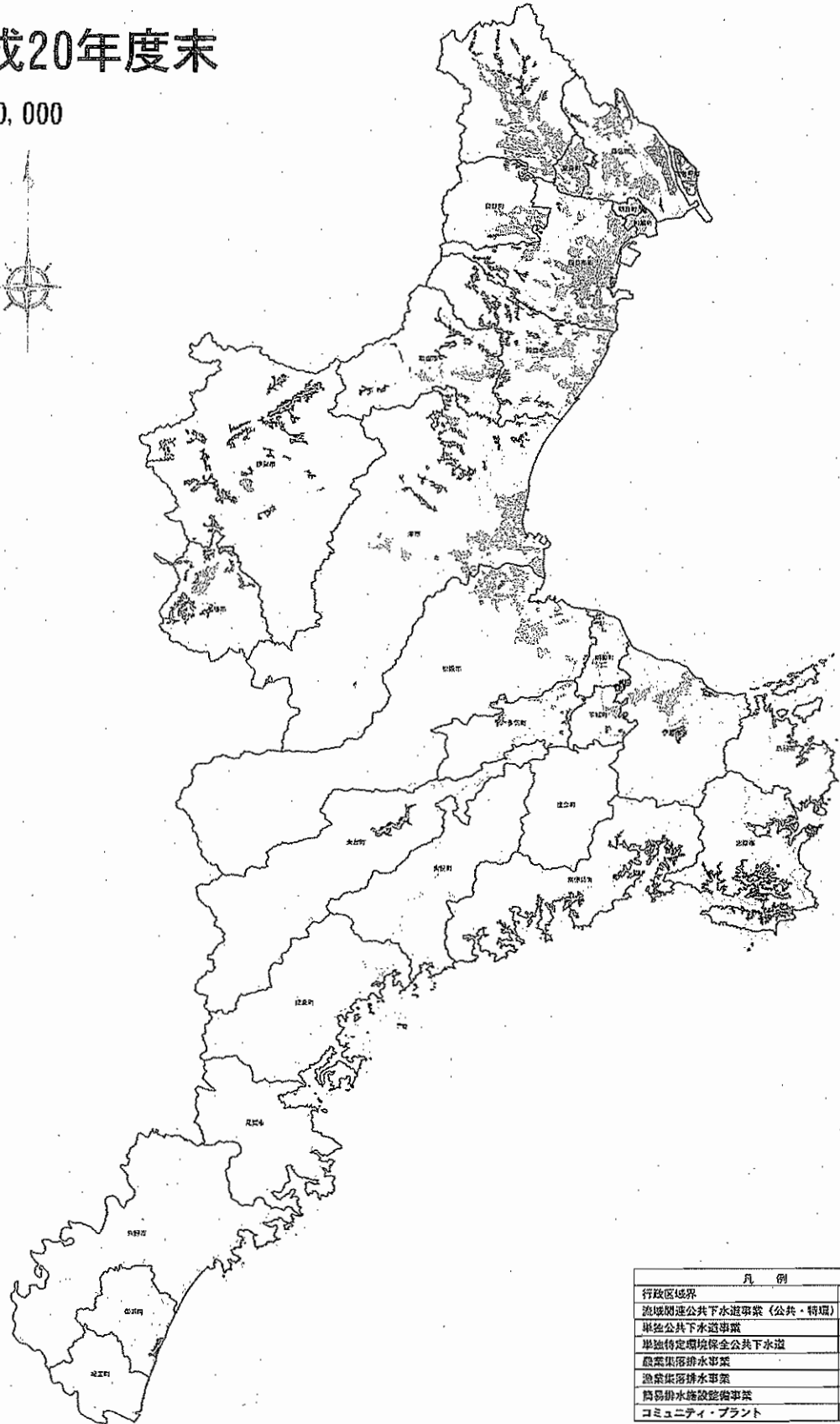
注：投資額は、今後の情勢により変動することがあります。



図―6 投資予定額の進捗を示す図

平成20年度末

1:450,000



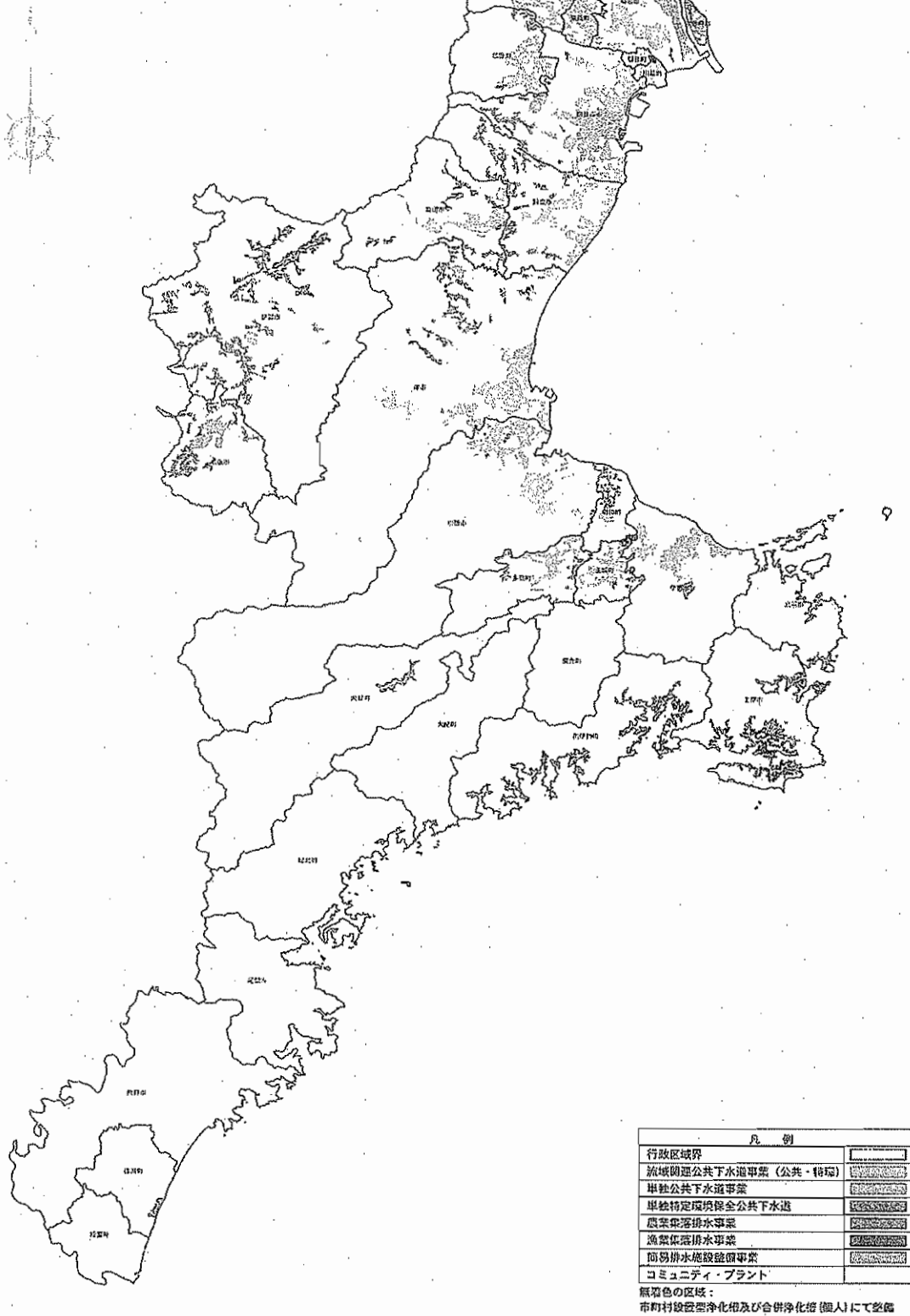
凡 例	
行政区境界	——
流域別連公共下水道事業（公共・特環）	■
単独公共下水道事業	■
単独特定環境保全公共下水道	■
農業集落排水事業	■
漁業集落排水事業	■
簡易排水施設整備事業	■
コミュニティ・プラント	■

無着色の区域：
市町村設置型浄化槽及び合併浄化槽（四人）にて整備

図－7 生活排水処理施設の整備状況（平成20年度末実績）

平成27年度末

1:450,000



図－8 生活排水処理施設の整備状況（平成 27 年度末）

整備完了時

1:450,000

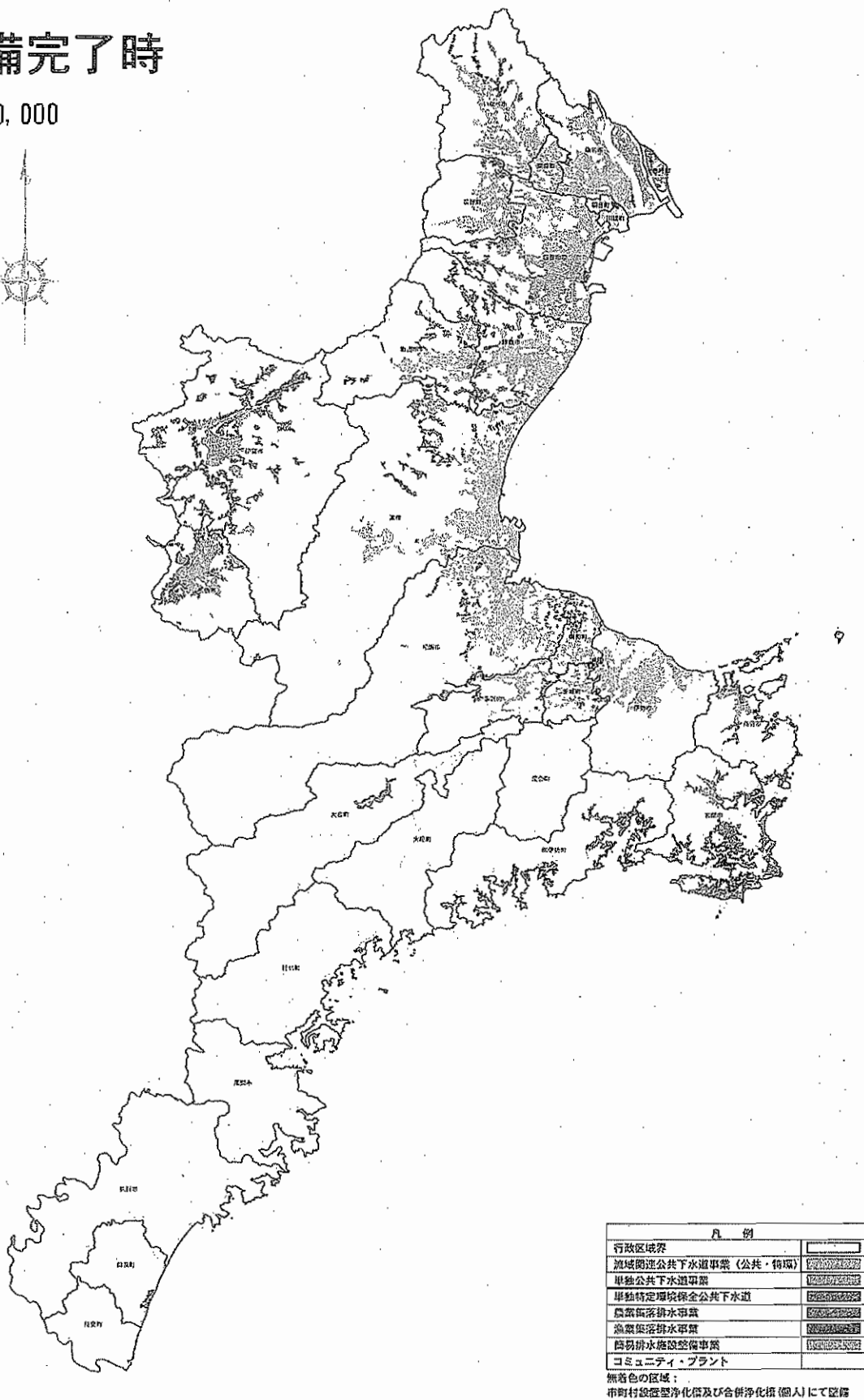


図-9 生活排水処理施設の整備状況（整備完了時）

排出汚濁負荷量及び河川水質の予測

排出汚濁負荷量の予測

県内の陸域からの汚濁負荷量の推計値は、平成 20 年度末において、BOD 58.7 t/日、COD 41.7 t/日、全窒素 26.6 t/日、全りん 2.55 t/日であり、このうち BOD では、約 6 割にあたる 33.6 t/日を生活排水が占めています。

これらの状況をもとに、見直し後の整備計画による平成 27 年度末の汚濁負荷量を予測したところ、BOD 52.0 t/日 (△6.7)、COD 39.6 t/日 (△2.1)、全窒素 26.2 t/日 (△0.4)、全りん 2.49 t/日 (△0.06) となり、汚濁負荷量の削減が図られる見込みです。(図-10~13)

※COD、全窒素、全りんは、閉鎖性水域を対象に集計しており、東紀州流域は含みません。

河川水質の予測

県内の河川の平成 22 年度における水質は、有機汚濁の代表的な指標である BOD について、47 河川 62 水域 (63 地点) のうち 58 水域で環境基準を達成しており、達成率は 94%となっています。

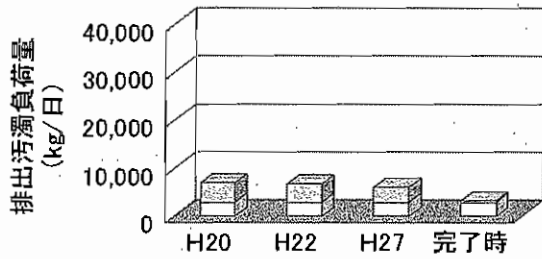
このような平成 22 年度における水質の改善実績をもとに、見直し後の整備計画による河川での水質を予測したところ、平成 27 年度の環境基準達成率は、現計画の予測値の 76%から 97%に向上しました。(表-6)

水質環境基準は、人の健康の保護や生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として定められた行政上の政策目標です。河川については、有機汚濁の代表的指標である BOD (生物化学的酸素要求量) などを評価指標としています。

海域では、有機汚濁の代表的指標である COD (化学的酸素要求量) や富栄養化の原因物質である全窒素 (T-N)、全りん (T-P) などを評価指標としています。

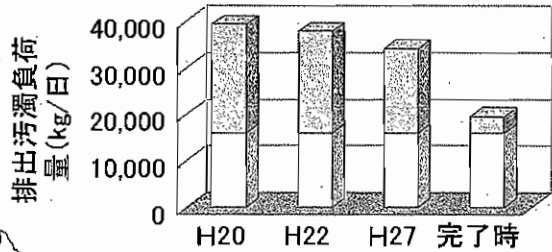
淀川水系(木津川上流)流域

②生活系
①生活系以外

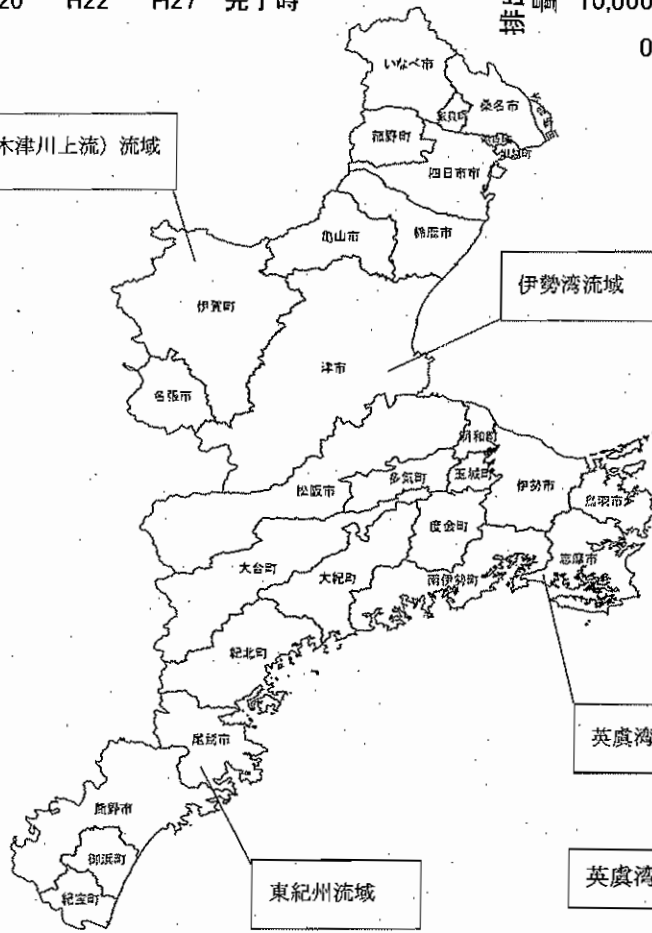


伊勢湾流域

②生活系
①生活系以外



淀川(木津川上流)流域



伊勢湾流域

英虞湾流域

東紀州流域

②生活系
①生活系以外

三重県全域

②生活系
①生活系以外

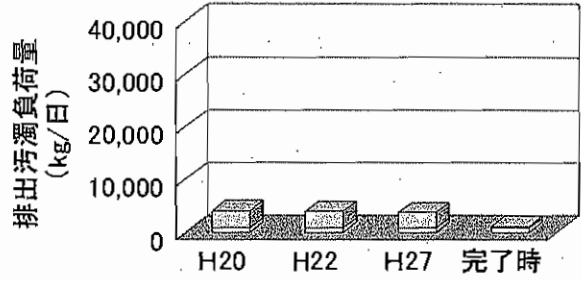
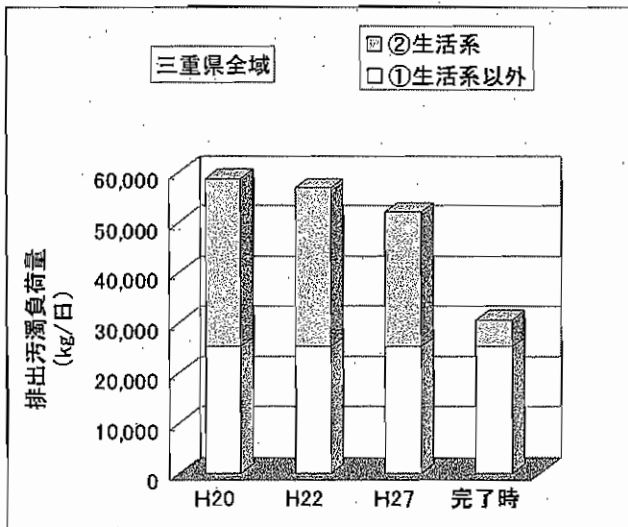


図-10 排出汚濁負荷量の見通し (BOD)

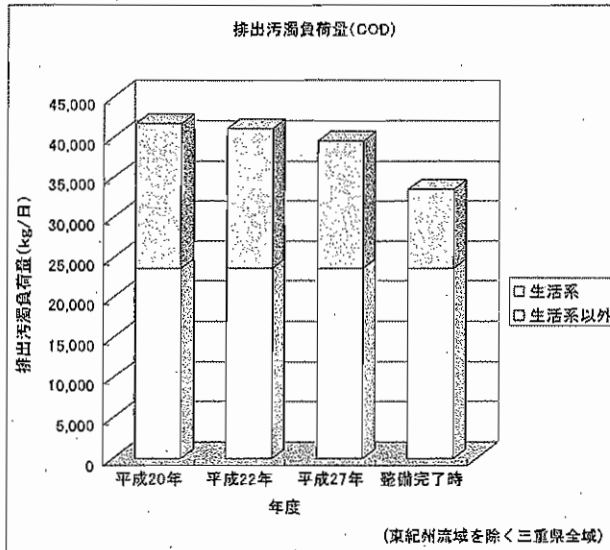


図-11 排出汚濁負荷量の見通し (COD)

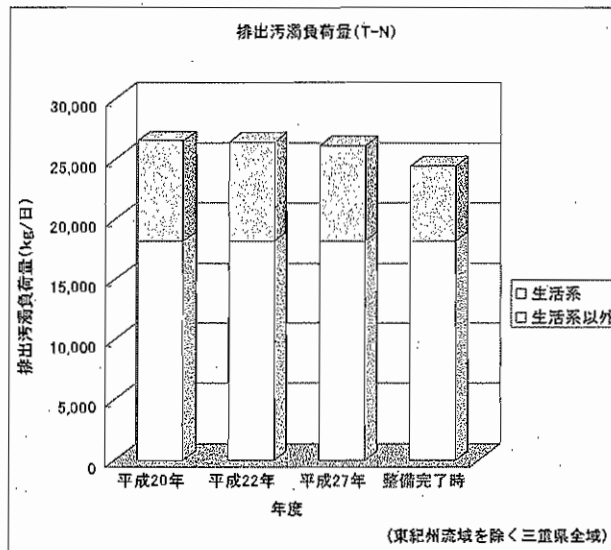


図-12 排出汚濁負荷量の見通し (T-N)

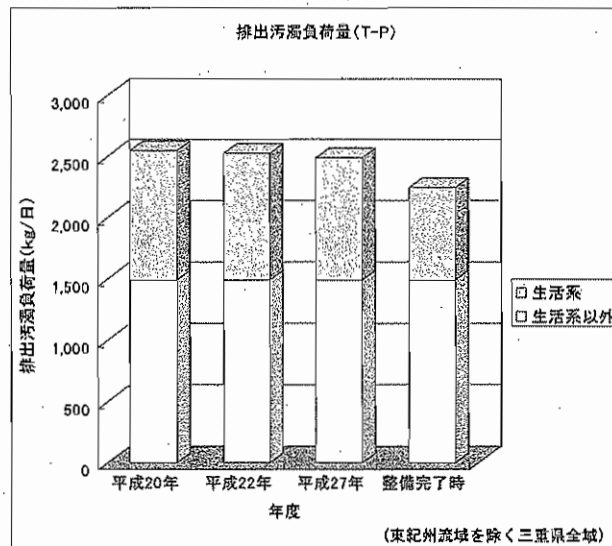


図-13 排出汚濁負荷量の見通し (T-P)

表-6 河川水質環境基準の達成見通し

河川	環境基準点	類型	水質環境基準	水質(mg/l)				整備完了時
				平成20年度(実績)	平成21年度(実績)	平成22年度(実績)	平成27年度	
木曾川	横溝蔵	A	2	1.5	1.2	1.2	1.2	1.2
長良川	伊勢大橋	A	2	1.6	2.0	0.8	0.8	0.8
揖斐川	伊勢大橋	A	2	0.8	1.4	1.2	1.2	1.2
多度川	上之郷	A	2	1.3	1.0	0.9	1.0	0.7
肱江川	念仏橋	AA	1	0.8	1.3	0.8	0.8	0.7
	肱江橋	A	2	1.6	2.5	2.6	2.2	1.4
員弁川	桑部橋	A	2	1.1	1.8	0.7	0.7	0.5
朝明川	朝明橋	A	2	1.2	1.0	2.0	1.4	1.1
	朝明大橋	B	3	1.1	1.5	1.4	1.2	0.9
海蔵川	海蔵橋	A	2	1.3	1.2	1.2	1.0	0.8
	新開橋	B	3	1.3	1.2	1.4	1.0	0.8
三滝川	三滝橋	A	2	1.5	1.2	1.3	0.7	<0.5
鈴鹿川	勸進橋	AA	1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
	鈴国橋	AA	1	<0.5	<0.5	0.6	0.5	<0.5
	高岡橋	A	2	0.6	0.7	0.7	0.5	<0.5
	小倉橋	A	2	0.5	0.8	0.9	0.5	<0.5
内部川	河原田橋	A	2	0.9	1.0	1.1	0.7	0.6
安楽川	和泉橋	AA	1	0.5	0.6	0.8	0.5	<0.5
金沢川	千代崎樋門	C	5	3.1	4.8	3.3	2.4	1.3
中の川	木鎌橋	B	3	2.0	3.4	1.8	1.6	1.2
志登茂川	今井橋	C	5	2.4	2.0	2.3	2.8	1.6
	江戸橋	C	5	3.4	3.0	4.5	2.8	2.1
安濃川	御山荘橋	A	2	1.8	1.6	3.0	1.3	0.5
岩田川	観音橋	B	3	1.4	1.2	1.2	1.6	0.9
雲出川	両国橋	AA	1	0.8	0.7	0.5	1.0	0.9
	雲出橋	A	2	0.6	0.6	0.8	0.8	0.6
中村川	小川橋	AA	1	0.8	0.5	0.6	0.7	0.6
長野川	水源地	AA	1	0.8	0.5	0.7	0.9	0.9
	長野橋	A	2	1.1	0.7	1.0	1.1	0.9
阪内川	中部大橋	A	2	1.3	0.5	1.7	1.5	1.2
	荒木橋	B	3	1.3	1.5	2.0	1.5	<0.5
金剛川	昭和橋	D	8	2.3	3.4	4.3	2.4	0.8
櫛田川	津留橋	AA	1	1.0	0.7	1.0	0.8	0.7
	櫛田橋	A	2	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5
笹笛川	八木戸橋	B	3	1.7	1.2	1.8	1.6	1.3
外城田川	大野橋	B	3	1.1	2.3	2.4	1.7	1.7
	野依橋	C	5	1.6	1.8	2.5	2.6	2.9
宮川	船木橋	AA	1	0.7	0.7	1.3	1.0	1.0
	度会町	AA	1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
勢田川	勢田大橋	C	5	5.0	2.6	3.7	4.0	1.1
五十鈴川	宇治橋	AA	1	0.6	<0.5	0.7	1.0	1.0
	堀割橋	A	2	0.9	1.1	1.6	1.6	1.5
一之瀬川	飛瀬浦橋	AA	1	0.5	<0.5	0.6	0.9	0.9
濁川	柳原橋	AA	1	0.7	0.5	0.8	1.0	1.0
大内山川	滝辺橋	AA	1	0.8	0.5	1.0	0.8	0.8
藤川	野添橋	AA	1	0.6	0.5	0.6	0.9	0.9
横輪川	馬淵橋	AA	1	0.5	<0.5	1.0	1.0	0.9
加茂川	野畑井堰	A	2	0.9	0.7	1.4	1.3	0.8
木津川	大野木橋	A	2	1.0	1.0	1.0	<0.5	<0.5
	岩倉橋	A	2	1.1	1.3	1.3	0.9	<0.5
	島ヶ原大橋	A	2	1.2	1.6	1.6	1.6	1.6
柘植川	山神橋	A	2	1.3	1.4	1.6	0.5	0.5
服部川	伊賀上野橋	A	2	0.9	1.1	1.3	0.5	<0.5
久米川	芝床橋	B	3	3.7	4.0	4.4	4.4	1.9
比自岐川	枅川橋	A	2	1.0	0.8	1.1	0.5	<0.5
名張川	家野橋	A	2	1.0	1.1	1.5	1.2	1.0
赤羽川	新長島橋	AA	1	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5
銚子川	銚子橋	AA	1	0.5	0.5	0.5	0.5	<0.5
矢の川	矢の川橋	AA	1	0.6	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
尾呂志川	阿田和橋	AA	1	0.7	0.5	0.8	0.7	0.5
大又川	藤後橋	AA	1	0.7	<0.5	0.6	0.6	0.5
北山川	四滝	AA	1	0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5
熊野川	熊野大橋	A	2	0.5	0.5	0.7	0.6	0.5

- ・ [グレーセル] : 水質環境基準 (BOD) が未達成の地点
- ・ 水質環境基準値(BOD) : 47 河川 62 水域 (63 地点)
- AA 類型 : 1mg/l以下, A 類型 : 2mg/l以下, B 類型 : 3mg/l以下, C 類型 : 5mg/l以下
- D 類型 : 8mg/l以下

整備目標について

県内の生活排水処理施設の整備率は、平成 22 年度末で 78.0%となり、現計画の中間年度目標 76.5%を 1.5 ポイント上回る数値となっています。

しかしながら、今回の見直しにより、各市町の生活排水処理施設整備計画をもとに集計した平成 27 年度末の整備率は 82.0%となり、現計画の整備目標である 84.0%（平成 27 年度末）には達しない結果となりました。

これは図-4 に示すとおり、集合処理施設の進捗の遅れにより、下水道では平成 27 年度の整備率が見直し前の 56.8%から 50.7%に下がる見込みとなったことが主な要因です。

地方財政の低迷により、今後も下水道等の建設事業費を含め、生活排水処理施設の整備費を十分確保することは難しいと考えられることから、目標年度に整備率 84.0%を確保することは極めて難しい状況です。

三重県では、生活排水処理施設の未整備人口解消のため、下水道、集落排水施設、浄化槽の担当部局が一体となり、すべての市町に確実な事業実施と最適手法による整備促進を働きかけていく方針ですが、平成 27 年度の整備目標については、このような集計結果を踏まえ、見直すこととします。

今後県では、未整備人口の解消に向け、更なる整備促進を図るため、次頁の施策等を実施することとします。

なお、平成 24 年度から実施する単独処理浄化槽及び汲み取りの転換に対する上乗せ補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

それにより、平成 27 年度末の整備率を 0.2 ポイント向上させ、県全体における平成 27 年度末の整備目標は 82.2%とします。

生活排水処理アクションプログラムの整備目標	平成 27 年度末	82.2%
-----------------------	-----------	-------

未整備人口の解消に向けた施策等

① 生活排水処理施設整備の連携による効率化

下水道、集落排水施設、浄化槽など所管省庁が異なる生活排水処理施設の効率的な整備のため、年度間、事業間での調整が可能な交付金制度（汚水処理施設整備交付金）の活用を市町に働きかけ、生活排水処理施設整備率の向上を図ります。

② 下水道整備における交付金制度の活用

下水道管渠を整備するにあたり、補助対象の範囲が拡充された交付金制度（社会資本整備総合交付金）の活用を市町に働きかけ、下水道整備の進捗を図ります。

③ 合併処理浄化槽への転換促進

生活排水が未処理のまま放流される単独処理浄化槽は、平成 22 年度末時点で約 11 万基、汲み取り世帯は約 5 万世帯残っており、未整備人口を解消するため、平成 24 年度から単独処理浄化槽及び汲み取りからの転換に対する上乗せ補助を実施し、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。

④ 市町村設置型浄化槽の推進

浄化槽設置時の個人負担が少なく、市町による計画的な整備による設置促進が見込まれる市町村設置型浄化槽の導入を促進するため、平成 24 年度から導入調査に係る県費補助制度を実施します。

⑤ 生活排水対策関係部局による総合調整

下水道等の集合処理による整備が長期間見込まれない区域について、市町村設置型浄化槽で整備するなど、見直しが促進されるよう、関係部局が一体となり市町と協議していきます。

また、見直し後の整備計画に基づき、進捗管理し、各市町の整備が確実に図られるよう必要に応じて協議、助言を行っていきます。